

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第三十三項及び別表第三号の68の規定に基づき、無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

一 無線設備の不要発射の強度の許容値

1 送信状態（搬送波を送信できる状態であつて、かつ送信している状態）又は送信停止状態（搬送波を送信できる状態であつて、かつ送信していない状態）であつて、最大指向方向から七度超える方向に 輻射される不要発射の強度の許容値は、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯		測定 帯域幅	等価等方輻射電力（一ワットを○ デシベルとする。）
一・〇 GHzを超え二・〇 GHz以下	一 MHz	一 MHz	（一）六七デシベル以下
二・〇 GHzを超え三・四 GHz以下	一 MHz	一 MHz	（一）六一デシベル以下

三・四 GHz を超え一〇・七 GHz 以下	一 MHz	(一) 五五デシベル以下
一〇・七 GHz を超え一三・七五 GHz 以下	一 MHz	(一) 四九デシベル以下
一三・七五 GHz を超え一四・〇 GHz 以下	一〇 MHz	(一) 二五デシベル以下 (注)
一四・五 GHz を超え一四・七五 GHz 以下	一〇 MHz	(一) 二五デシベル以下 (注)
一四・七五 GHz を超え二一・二 GHz 以下	一 MHz	(一) 四九デシベル以下
二一・二 GHz を超え二七・三五 GHz 以下	一 MHz	(一) 四三デシベル以下
二七・三五 GHz を超え三一・一五 GHz 以下	一 MHz	(一) 三五デシベル以下
下		
三一・一五 GHz を超え六〇・〇 GHz 以下	一 MHz	(一) 四三デシベル以下

注 一四・〇 GHz を超え一四・五 GHz 以下の周波数であって、中心周波数からの離調が一
二五 MHz 以内の周波数帯において、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表
の下欄に掲げるとおりのものであること。

周波数帯	測定帯域幅	等価等方輻射電力
中心周波数からの離調が占有周波数帯幅の五〇%を超え一〇〇	四 kHz	搬送波の平均電力から二五デシベル以下

%以下	四 kHz	
中心周波数からの離調が占有周波数帯幅の一〇〇%を超え二五〇%以下		搬送波の平均電力から三五デシベル以下

2 送信不可状態（搬送波を送信できない状態）であつて、最大指向方向から七度超える方向に輻射される電力不要発射の強度の許容値は、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	測定帯域幅	等価等方輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
一・〇 GHzを超え二・〇 GHz以下	一 MHz	（一）六八デシベル以下
二・〇 GHzを超え一〇・七 GHz以下	一 MHz	（一）六二デシベル以下
一〇・七 GHzを超え二一・二 GHz以下	一 MHz	（一）五六デシベル以下
二一・二 GHzを超え六〇・〇 GHz以下	一 MHz	（一）五〇デシベル以下

二 受信装置の条件

副次的に発する電波等の限度は前項第二号に規定する等価等方輻射電力の値を超え

ないものであること。